

# 越前市営駐車場管理要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に準じて、市が設置する駐車場について、必要な事項を定める。

## (名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越前市営駐車場

位置 越前市吾妻町・錦町高架道路下

## (供用期間)

第3条 越前市営駐車場（以下「駐車場」という。）の供用期間は、2年とする。

## (駐車場賃貸料)

第4条 駐車場賃貸料は、一区画につき月額青空5,000円、高架道路下6,000円とする。

## (駐車場賃貸料の徴収)

第5条 駐車場賃貸料は、駐車場利用者から次の方法で徴収する。

(1) 駐車場利用申込みと同時に3ヵ月分を納入し、以後3ヵ月分毎に市長の発行する納入通知書によって納入する。

(2) 納入済の駐車場賃貸料は、いかなる理由があっても返還しない。

## (利用の継続等)

第6条 駐車場利用者が引き続き駐車場を利用する場合は、市長の承認を受け、前条規定による駐車場賃貸料を納入しなければならない。

2 利用者が利用を中止したときは、その旨を市長に届出なければならない。

## (駐車場賃貸料の免除)

第7条 市長が必要と認めたときは、駐車場賃貸料を免除することができる。

## (駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1) 納入期日を過ぎても駐車場賃貸料を納入しないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。

(4) 前各号のほか駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げる行為
- (2) 駐車場の施設を汚損する行為
- (3) 利用者は、許可を受けた駐車敷地を当該目的以外に使用し又は使用の権利を他に譲渡する行為
- (4) 前3号のほか駐車場管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(供用の休止及び停止)

第10条 工事等のため使用不能の場合は、供用を休止することがある。

2 必要が生じたときは、供用期間中でも供用を停止することがある。

(駐車敷地の管理)

第11条 利用者は、駐車敷地の清掃又は不正駐車の規制等について自らが管理しなければならない。

(駐車場の除雪)

第12条 駐車場の除雪は行われないため、自らが除雪しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、駐車場の施設及び他の自動車を毀損したときはその損害を賠償しなければならない。

(市長の賠償責任)

第14条 利用者は、自動車の駐車については自主的に管理し、盜難、毀損等の損害を被るも市長はその賠償責任を負わない。

(過怠金)

第15条 市長は、不正の行為により駐車料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の2倍に相当する過怠金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の武生市営駐車場管理要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。